

年末調整・確定申告には 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書 の添付を！

お問い合わせ 和歌山西年金事務所 国民年金課 ☎073-447-1688

国民年金保険料は、本年中に納付した全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。申告の際には、納付したことを証明する書類（「領収証書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」）を添付することになります。

平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方を対象に、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、日本年金機構本部より11月上旬に順次発送されますので、年末調整や確定申告の際には、この証明書が領収証書を添付するようにしてください。また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付される予定です。

国民年金は、老後や万一のときの支えになる大切な仕組みです。納め忘れのないようにしましょう。納付が困難な方には免除制度がありますのでご相談ください。

11月30日 は年金の日です!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11（いい）月30（みらい）日を「**年金の日**」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンでの試算をすることもできます。

「年金ネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、和歌山西年金事務所にお問い合わせください。

偶数月の第1水曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談は12月7日（水）です。相談は予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へ予約をしてください。その際、相談内容をお伝えいただいたうえで、相談に必要な書類を確認するようにしてください。皆さまのご利用をお待ちしています。

日	時
12月7日（水）	10時～15時
場	所
湯浅町役場	1階多目的室
予約電話番号	
073-447-1660	
（和歌山西年金事務所 お客様相談室）	